

港区立みなと図書館の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区教育委員会（以下「甲」という。）と株式会社ヴィアックス（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日付けで締結した「港区立みなと図書館の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第51条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和5年4月1日から適用する。

1 原協定第20条について、次のように改める。

第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 原協定別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙のように改める。

3 原協定別紙2「管理備品等一覧」を別紙のように改める。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月15日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区教育委員会
教育長 浦田 幹男

乙 中野区弥生町二丁目8番15号
株式会社ヴィアックス
代表取締役 西門 直